

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年4月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

光学文字読取システム構築及び運用保守等業務委託

(2) 業務内容

住民税収納業務における光学文字読取システムの構築及び運用保守等

(3) 履行期間(期限)

ア 構築

令和7年6月27日から令和7年9月30日まで(予定)

イ 保守等の業務

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで(予定)

※本件の実施は、各年度の予算配当があることを条件とする。

2 参加資格

光学文字読取システムの構築及び運用保守等業務委託の実施に意欲を有する法人等の団体であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 官公庁へ光学文字読取システムの導入実績があり、税務システムとの連携実績を有すること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」並びに、ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を受けていること。
- (7) 光学文字読取システム構築及び運用保守等業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員長:財務部長 田村 朋章

委 員:DX推進担当部 DX推進担当課長 齊藤 真徳

委 員:財務部 納税課長 末竹 秀隆

- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書と見積調査票は、以下の内容を採点方式により審査する。

- (1)実施方針(提案概要・構築の考え方・プロジェクト管理に関する事項)
- (2)システム機能(追加提案含む)及び構成に関する事項
- (3)システムの運用及び保守に関する事項
- (4)情報セキュリティ対策
- (5)操作研修・マニュアルに関する事項
- (6)見積金額

5 手続等

(1) 担当

世田谷区財務部納税課収納・税証明係

住 所 〒154-8504 世田谷区 世田谷4-21-27 世田谷区役所 第二庁舎 1階

電 話 03-5432-2197/FAX 03-5432-3012

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:令和7年4月15日～5月2日

交付方法:世田谷区ホームページ「現在実施中のプロポーザル情報」に掲載する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限:令和7年5月2日 午後5時必着

提出場所:上記(1)へ郵送又は窓口へ持参

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限:令和7年6月6日 午後5時必着

提出場所:招請通知記載の上記(1) メールアドレス宛に送付、郵送又は窓口へ持参

(5) 提案書のプレゼンテーション

日時:令和7年6月19日 10時～

場所:世田谷区役所 東棟 5階 会議室 (世田谷区世田谷4-21-27)

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 【免除】
- (3) 契約書作成の要否 【要】
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 【無】
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6) 詳細は提案要求説明書による。
- (7) 応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (8) 本過程で提出された資料等は返却しない。